

## 船舶事故調査報告書

平成26年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年3月18日（月） 14時20分ごろ
発生場所	沖縄県座間味村座間味島東方沖 座間味村所在の牛ノ島灯台から真方位000° 200m付近 （概位 北緯26° 13.6′ 東経127° 20.1′）
事故調査の経過	平成25年3月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ダイビング船 ラッキー、19トン 243-36466 沖縄、株式会社シーサー（以下「A社」という。） 14.86m (Lr) × 4.23m × 1.72m、FRP ディーゼル機関2基、1,080.00kW（合計）、平成16年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 27歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成21年10月22日 免許証交付日 平成21年12月7日 （平成26年12月6日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	プロペラの曲損、ブラケットの曲損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、インストラクター8人及びダイビング客25人を乗せ、座間味島東方でダイビングを行うため、船首1.0m、船尾2.0mの喫水で錨泊作業を開始した。 船長は、フライングブリッジで操船を行い、船首の錨及び船尾の左右舷の錨を投入し、本船が安定したときにダイビング客を潜水させる予定であったが、本事故発生場所付近の地形により、風向きが変わることを知らなかった。 船長は、船首の錨を投入後、風で本船が左舷側に振れ、それ以上振れないだろうと思い、船尾の左舷錨を海底に固定しようとしてインストラクターを海中に入れたものの、船首に風を受けて船がかなり振れ、機関をかけて浅礁から離れようとしたが、インストラクターが本船の下に入り、機関をかけられなくなっており、船首のアンカーロープを延ばせば、水深の深い所に本船を移動できると思い、アンカーロ

	<p>ープを延ばしに行った。</p> <p>インストラクターは、船長の指示を受け、船尾の左舷錨を固定するために海中へ入っていたものの、本船が大きく振れるので、機関を始動させて浅礁から離れさせようと思い、水面上に出て合図を送ろうとしたが、フライングブリッジに船長はおらず、合図を送れなかった。</p> <p>船長は、船首から戻った時も、本船が左舷側に振れていたものの、左舷側への振れが収まるだろうと思っていたが、平成25年3月18日14時20分ごろ、本船は、風に圧流されて浅礁に乗り揚げた。</p> <p>船長は、海上保安庁に救助を求め、船長及びインストラクター3人が船固め作業のために残り、乗船者30人は船主手配の僚船に付近の港に搬送され、本船は、満潮に合わせて僚船に引き出され、えい航されて沖縄県那覇港に入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 南南西、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波高 2～3m、潮汐 下げ潮の中央期</p> <p>座間味村には、3月18日13時03分に大雨注意報、雷注意報、強風注意報、波浪注意報（有義波高2.5m）及び洪水注意報が発表されていた。</p>
その他の事項	<p>船長は、学校卒業後に1年間A社で研修生として勤め、小型船舶操縦士の免許を取得後、A社に就職して5年目になっており、本事故発生場所にはよくダイビングに来ていた。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象の関与 あり</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>本船は、座間味島東方沖で錨泊作業中、船長が地形による風向の変化が生じることを知らなかったことから、変化した風に圧流され、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、座間味島東方沖で錨泊作業中、船長が地形による風向の変化が生じることを知らなかったため、変化した風に圧流され、浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・錨泊する際、風に対する考慮を十分に行うこと。</li> </ul>